

社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者に係る利用者負担対策のうち「社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置」について、次の事業実施のために必要な事項を定める。

(1) 生計困難者及び生活保護受給者に対する利用者負担の軽減措置

2 前項第1号に定める事業は、要介護被保険者等のうち生計困難と認められる者及び生活保護受給者（以下「軽減対象者」という。）が、社会福祉法人等（以下「軽減法人等」という。）が提供する介護保険サービスを利用する場合、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとし、もって低所得利用者の生活の安全と介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりである。

- (1) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者、要支援認定を受けた被保険者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者をいう。
- (2) 市民税非課税世帯 当該年度（4月から7月までにおいては前年度）における市民税が世帯主及び全ての世帯員について課されていないか免除されている世帯をいう。
- (3) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額をいう。
- (4) 介護福祉施設サービス 法第8条第26項に規定する介護福祉施設サービスをいう。
- (5) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。
- (6) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護をいう。
- (7) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。
- (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。
- (9) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。
- (10) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。
- (11) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。
- (12) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
- (13) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。
- (14) 複合型サービス 法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。
- (15) 第一号訪問事業 法第115条の45に規定する第一号訪問事業をいう。
- (16) 第一号通所事業 法第115条の45に規定する第一号通所事業をいう。
- (17) 旧措置入所者 介護保険施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。
- (18) 利用者負担額 法に定める居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介

護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに係る10%相当の利用者負担額をいう。

- (19) 利用者負担第2段階 市民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の者をいう。
- (20) 利用者負担第3段階 市民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階以外の者をいう。
- (21) 利用者負担第4段階 市民税世帯課税である者をいう。

第2章 生計困難者に対する利用者負担の軽減措置

(対象者)

第3条 第1条第2項に規定する軽減対象者は、生駒市が行なう介護保険の要介護被保険者等で市民税非課税世帯に属する者であって、次の全てに該当する者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計困難者として市長が認める者及び生活保護受給者とする。

ただし、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

(軽減法人等)

第4条 この要綱による軽減法人は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、利用者負担の軽減措置を行なうことを当該法人等を所管する都道府県に申し出たものとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 市町村内に軽減を行なう社会福祉法人がない地域等で特に必要と認める事業者

(対象サービス及び軽減基準)

第5条 利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス(以下「対象サービス」という。)は、前条に規定する軽減法人等が行なう次のサービス(法に定める居宅サービス等にあつては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。)とする。

生計困難者として市長が認める者

対象サービス	軽減対象経費	軽減割合
介護福祉施設サービス	①利用者負担額(利用者負担第2段階の入所者を除く。) ②食費及び居住費(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は基準費用額。)	1/4

	以下同じ。)	
訪問介護	利用者負担額	1／4
夜間対応型訪問介護	利用者負担額	1／4
通所介護	①利用者負担額 ②食費	1／4
地域密着型通所介護	①利用者負担額 ②食費	1／4
認知症対応型通所介護	①利用者負担額 ②食費	1／4
短期入所生活介護	①利用者負担額 ②食費及び滞在費	1／4
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	①利用者負担額(利用者負担第2段階の入所者を除く。) ②食費及び居住費	1／4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者負担額	1／4
小規模多機能型居宅介護	①利用者負担額 ②食費及び居住費	1／4
複合型サービス	①利用者負担額 ②食費及び居住費	1／4
第一号訪問事業 (自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)	利用者負担額	1／4
第一号通所事業 (自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)	①利用者負担額 ②食費	1／4

注1) 老齢福祉年金受給者については、軽減割合を1／2とする。

注2) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。

生活保護受給者

対象サービス	軽減対象経費	軽減割合
介護福祉施設サービス	個室に係る居住費(当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は基準費用額。以下同じ。)	全額
短期入所生活介護	個室に係る滞在費	全額

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	個室に係る居住費	全額
----------------------	----------	----

(適用除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱に基づく訪問介護及び夜間対応型訪問介護に係る利用者負担額の軽減措置の適用を受ける者については、前条に規定する訪問介護及び夜間対応型訪問介護に係る利用者負担の軽減を行なわない。

(情報提供)

第7条 軽減法人等及びその実施する対象サービスについては、所轄庁から送付される資料に基づき、その一覧を生駒市に備え置くとともに要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者等に適宜情報提供を行なうものとする。

(申請)

第8条 第3条に規定する確認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、生活保護受給者については次に掲げる書類は不要とする。

- (1) 同意書
- (2) 前年の収入額を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)
- (3) 預貯金を証明する書類
- (4) 医療保険証の写し
- (5) 収入状況等申出書

(認定)

第9条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請者が軽減対象者であるか否かを審査し、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」(様式第2号、以下「決定通知書」という。)により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合において、軽減対象者として確認した場合は、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」(様式第3号、以下「確認証」という。)を交付する。

(確認証)

第10条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する月の1日から、申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月1日から7月31日までに申請があったものは、当該年度の7月31日までとする。

(確認証の返還)

第11条 受給者は、第3条に規定する対象者でなくなった場合は、速やかに確認証を市長に返還しなければならない。

(確認証の提示)

第12条 軽減対象者は、対象サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減事業所または施設に事前に確認証を提示しなければならない。

(利用者負担)

第13条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行なう軽減事業所等に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第14条 偽りその他不正の行為によってこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者があるときは、市長は軽減法人と協議の上、軽減額の全部または一部を当該軽減を受けた者から軽減法人等に返還するよう求めるものとする。

(軽減法人等に対する助成)

第15条 軽減法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に利用者負担の軽減を行なった場合、当該軽減総額から軽減法人等が本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となる介護保険サービスに関するものに限る。以下「利用者負担収入」という。)の1%を超える部分の1/2を助成するものとする。なお、介護老人福祉施設に係る利用者負担の軽減を行った場合は、当該軽減総額のうち、利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成するものとする。この助成額の算定については、当該軽減事業者等を単位として行うこととする。

(生活扶助基準等の改正に伴う特例措置)

第16条 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正、平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条(1)～(5)に該当する者については、第5条の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

第3章 雑則

(譲渡又は担保の禁止)

第17条 この要綱による利用者負担額の軽減を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から実施し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月28日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月28日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月8日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱の規定は、同年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱の規定の第16条は、同年4月1日から、第10条は、同年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月29日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、改正後の社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱の規定は、同年12月1日から適用する。